

技能検定委員の選任基準

基礎級の技能検定委員

- (1) 当該検定職種又は当該検定職種に関連する検定職種の特級、1級又は2級の技能検定に合格した者
- (2) 当該検定職種又は当該検定職種に関連する検定職種に関し10年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者
- (3) 事業所等において、当該検定職種又は当該検定職種に関連する職種に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者
- (4) 短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は、短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種又は当該検定職種に関連する職種に関する学科を修めて卒業又は修了した者
- (5) 当該検定職種又は当該検定職種に関連する職種の職業訓練指導員免許を有する者
- (6) 国、都道府県、中央協会又は都道府県協会において、技能検定の実施の実務に5年以上従事した者
- (7) 上記（1）から（6）に掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

随時3級の技能検定委員

- (1) 当該検定職種（作業）の特級、1級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関して5年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者（技能系）
当該検定職種（作業）の2級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関し10年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者（技能系）
- (2) 事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者で、特級、1級に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者（技術系）
- (3) 短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは、特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し5年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発犬学校等において教育・訓練を行った経験を有する。）で、特級、1級に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者（学識系）
- (4) 上記（1）から（3）までに掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

随時2級の検定委員

- (1) 当該検定職種（作業）の特級、1級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関して15年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者（技能系）
- (2) 事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者で、特級、1級に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者（技術系）
- (3) 短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは、特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し10年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発犬学校等において教育・訓練を行った経験を有する。）で、特級、1級に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者（学識系）
- (4) 上記（1）から（3）までに掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

技能検定委員に係る留意点

技能検定委員に関する留意点をまとめましたので、技能検定委員として推薦する前に、候補者に了解をいただいでください。なお、**受検者の所属する企業の方は選任できません。**

- ア 技能検定業務に係る秘密保持義務が課されていること。
- イ 当該年度に行われる当該検定職種^{（作業）}の技能検定試験は受検できないこと。
ただし、特級以外の技能検定委員であって、かつ、中央技能検定委員を兼任していない場合に限り、当該検定職種に係る特級の受検は認めることとする。
- ウ 技能検定委員は、当該検定職種（作業）の技能検定試験に先立って各種団体や事業所が実施する技能検定実技試験、学科試験に係る事前講習会や事前教育の講師とならないばかりか居合わせてもならないこと、及びこれらに係る教育関係資料の作成に一切関与しないこと。
- エ 実技試験採点基準（検定秘）については、技能検定委員限りとし、試験開始から終了まで、他人の目に内容が触れないように留意すること。また、**実技試験採点基準は、試験終了後必ず当協会職員へ返却すること。**